

京都府内の各首長・理事者  
様

2004年11月 日  
京都自治体労働組合総連合  
執行委員長 山村 隆

## 指定管理者制度にかかわる要求書

住民生活向上のためのご努力に敬意を表します。

昨年の地方自治法改悪により、「公の施設」に指定管理者制度が導入されました。このことにより、施設の管理・運営に営利企業までが参加できるようになりました。私たちは、「公の施設」は「住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するための施設」であり、自治体が責任をもって管理・運営するためには直営を原則にすべきだと考えます。しかしながら、既存の委託施設も含めて指定管理者制度か直営かの選択が迫られており、全国的にこの制度による管理・運営が急速に広がっていますが、早くも多くの問題が発生しています。住民福祉や住民サービスを公平に増進するため、また、公の施設を営利の道具にしないためにも指定管理者制度の導入にあっては下記のとおり要求します。

### 記

1、「公の施設」の管理・運営については、目的や趣旨、業務の性格から直営を原則とし、少なくとも現直営施設は直営を堅持すること。

2、指定管理者制度を導入する場合は以下の事項を守ること。

現在、管理委託している既存施設については、当該受託団体および当該労働組合とも十分協議し、これまでの活動実績、専門性、技術、人材などの蓄積を尊重し、公募によらず当該団体を指定管理者とすること。

指定管理者の選考にあたっては、公の施設の設置趣旨を尊重し、選考基準を明確化し、市民が参加する選考委員会を設置し、公平、公正に行なうこと。

指定管理者の指定にあたっては、指定管理者の変更など、どのような場合でも、自治体の責任で、当該施設職員の雇用と労働条件を守ること明確にすること。

管理にかかる経費については、総務省通知にあるような縮減を前提にしないこと。また、当該施設の性格にふさわしい賃金・労働条件を確保すること。

運営に関しては、利用者・住民参加を保障し、管理運営内容のチェックシステムを確立し、公開すること。また、利用料金は、安価・低廉であることを原則とし、減免規定を設けるなど、自治体が適正に設定すること。

利用者にかかる個人情報保護を徹底すること。

首長や議員、その他関係者、特定団体が経営する会社など利害関係者の参加を規制すること。